

共有者不明農用地等に係る公示

下記共有者不明農用地等は農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 21 条の 2 第 2 項による探索を行ってもなお共有者不明農用地等について 2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第 21 条の 3 の規定に基づき定めようとする農用地利用集積計画と併せて公示する。

令和 元 年 7 月 23 日

仙北市農業委員会

会 長 藤 村 隆 清



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番 (仙北市)	地目	面積 (㎡)	設定しようとする 権利の種類	内容	始期及び 存続期間	借賃の相手方 (農地中間管理機構)	方法
西木町小山田字鎌足 88	畑	811	使用 貸借権	普通畑	R2. 2. 16 ～ R17. 11. 30 (10 年 2 ヶ月)	公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 佐藤 博	-

- 2 この公示は、共有者不明農用地等について 2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。
- 3 当該共有者不明農用地等について、1 及び農用地利用集積計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。
- 4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して 6 か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は 3 に掲げる事項について異議を述べることができる。
 - (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - (2) 当該農用地の所在、地番、地目、面積
 - (3) 当該申出の趣旨

利用権設定関係

1. 各筆明細

(令和2年2月15日公告)

[illegible]

この計画に同意する。

令和 年 月 日

利用権の設定を受ける者

住所

(同上)

公益社団法人 秋田県農業公社
理事 佐藤 博

利用権の設定をする者

(同上)

氏名又は名称（自署）

利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者

氏名又は名称(自署)

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（公益社団法人 秋田県農業公社 以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 貸賃人の負担

甲は、乙がこの農用地利用集積計画を実行するにつき必要な諸経費として、1契約あたり5,000円の手数料を負担するものとし、この手数料は乙から甲へ支払われる借賃から差引くことに同意する。ただし、借賃が5,000円に満たない場合は、甲の負担において、乙の指定する口座へ振込むものとする。

(6) 転貸

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(7) 借賃の減額

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(8) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(9) 負担の除去

甲は、当該土地の引渡の時期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(10) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(11) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、原則として乙が転借人に負担させる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(12) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

- (13) 利用権の消滅
天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべき理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。
- (14) 当該土地の返還
利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (15) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (16) 利用権取得者の責務
乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- (17) その他
この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する 支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備 考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分(実負担者)	備 考

特記事項（公社借入）

1. 賃貸人の耕作面積（契約前）及び年令

区分	田	畑	計	採草放牧地	年 齢（歳）
自作地		811	811		84
借入地					
貸付地					

※ 既存の貸付地を公社に貸付けする場合は、解約手続きが必要です。

2. 申出理由（変更）

() 離農	() 規模縮小	() 労働力不足	() 耕作不便	() 農地借換
() 経営転換	[() 畑作物	() 畜産等	() 果樹]	() 法人への参加
() 生産調整	() 資金調達	(O) その他	() 県営 農地中間管理機構	ほ場整備事業